

千坂校下自主防災会規約

名 称

第1条 この会は千坂校下自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

事務所の所在地

第2条 本会の事務所は千坂公民館に置く。

目 的

第3条 本会は校下住民の相互扶助のもと、地震等の非常災害（以下「地震等」という。）発生時に連携を密にし、自主的な防災活動を行うことにより、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、非難誘導、その他応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災器材等の備蓄に関すること。
- (6) 家庭における非常時備品備えに関すること。
- (7) 町会未加入世帯の加入促進に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

会 員

第5条 本会の会員は、千坂校下に居住する世帯及び事業所をもって構成する。

役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	(町会連合会会長)
副会長	若干名	(町会連合会副会長、公民館長)
幹 事	若干名	(各町会長、諸団体長、班長、各自主防災会会長)
会 計	1 名	(町会連合会会計)
監査役	2 名	(町会連合会会計監査)

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

役員の仕事

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。地震等の発生時における応急活動の指揮及び命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長不在の時のその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、本会の収入支出を担当する。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

会 議

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

総 会

第9条 総会は、各町会代表 5 名をもって構成する。

- 2 総会は、年 1 回開催する。ただし、必要のある場合は臨時に開催することができる。

- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算、決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認める事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

幹事会

第10条 幹事会は、第6条の役員のうち監査役を除く役員で構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他幹事会で必要と認めた事。

防災計画

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務の分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要な事項。

会費

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

経費

第13条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

会計年度

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

規約の改正

第15条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て、改正することができる。

会計監査

第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要のある場合は臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成8年11月20日より施行する。

平成9年 4月23日一部改正。(第6条)

平成12年4月27日一部改正。(第6条)

平成17年5月6日一部改正(第6条)

平成24年4月22日一部改正(第6条)